

規制シート(様式)

190196900570001

平成28年12月27日

規制の名称	急傾斜地崩壊危険区域の管理	所管府省	国土交通省
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課長 栗原淳一
規制目的	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。		
規制内容の概要	急傾斜地崩壊危険区域内において急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を指定するものである。 このため、急傾斜地の崩壊を防止し、民生の安定と国土の保全を確保するためには、急傾斜地崩壊危険区域の適切な管理が引き続き必要である。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		